第17回新型コロナウイルス対策本部会議

令和2年5月22日(金)16:00~16:30 危機管理防災センター本部会議室

司会

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第17回 新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

まず、2、知事発言について、大野知事からお願いいたします。

大野知事

(知事発言:別紙のとおり)

司会

続きまして、3、議題(1)新型コロナウイルス感染症の発生動向につきまして、保健医療部長からお願いいたします。

保健医療部長

それでは、資料の32分の5ページをお開きいただきたいと思います。まず、PCR検査の現状でございますが、グラフをご覧いただきますと、連休明けから、1日当たりの検査数は減ってきているように見えますが、これは、民間検査の報告にタイムラグがございまして、直近の数字には含まれていないという事情がございます。

1 枚おめくりいただきまして、陽性率の推移でございます。 陽性率につきましては、日々の結果のばらつきを平準化して、 全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を用いております。

具体的には、その日から過去7日間の、各日の陽性率の平均 をその日の陽性率としております。

陽性者数が減っている中、直近の陽性率は低位で推移していると言えます。

もう一枚おめくりいただきまして、陽性者、退院・療養終了者の推移(日別)のものでございます。

5月10日以降、新規の陽性者は、一桁台が続いております。 5月19日には、新規の陽性者はゼロとなりました。これは、 3月16日以来、64日ぶりのことでございます。

また、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数は、 政府が解除の目安としております0.5人を、5月15日に下 回って以降、0.5人以下で推移しております。 もう一枚おめくりいただきまして、陽性者、退院・療養終了者の推移の累計でございます。

昨日現在で、累計の陽性者数は997人。そこから退院や療養終了などを除いた現在の患者数は、120人まで減少してきております。

もう一枚おめくりいただきまして、病床使用率でございます。 順調に患者数が減っているため、全体では10パーセント台、 重症患者においては、一桁台と低く推移しているところでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、発症経緯の内訳でございますが、3月末時点の左側の円グラフでは、海外由来のものが多かったということですが、現在は、家庭内や、病院や施設内での感染が多くなってございます。

もう一枚おめくりいただきまして、孤発例の推移でございます。孤発例につきましては、新規陽性者が減少しておりますが、 1日当たり、それでも1名、2名程度見受けられる状況にございます。

もう一枚おめくりいただきまして、陽性者の市町村別の分布 図、これは累計のほうでございますが、都心部に近い地域や主 要な道路・鉄道に沿って感染者が広がっているという状況で、 これまでと傾向は変わっておりません。

もう一枚おめくりいただきまして、今度は直近2週間の市町村の分布図ということになります。直近2週間で見ますと、感染者の発生していない市町村がかなり多く見受けられるようになってまいりました。

私からは以上でございます。

司会

続きまして、(2)学校の再開についての1、県立学校の再開について、教育長からお願いいたします。

教育長

教育局でございます。県立学校の再開につきまして申し上げます。資料の14ページをお願いいたします。

1は、これまで休業にしてまいりましたその経緯でございます。

2の再開に関しての考え方でございます。児童生徒の安全を確保することは重要でありますが、現状では、学校における感染リスクをゼロにするということは非常に困難であると考えております。

一方で、学校の休業期間は3カ月間にも及びまして、このような状況がこれ以上継続いたしますと、児童生徒の学びの保障、あるいは心身の健康等に深刻な影響が生じることになります。

国も「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した 上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶこと ができる環境をつくっていく」としております。

このような状況を踏まえ、現在の感染状況の傾向が継続することを前提に、徹底した感染防止対策を講じた上で、段階的に教育活動を再開していくことが必要であると考えております。

3の県立学校の再開についてでございます。現在の感染状況の傾向が継続することを前提に、徹底した感染防止対策を講じた上で、6月1日から分散登校、時差通学を活用しながら、段階的に学校を再開いたします。

なお、分散登校・時差通学の期間につきましては、今後の感染状況等を踏まえて柔軟に対応してまいります。

なお、来週につきましては、学校再開に向けた準備のための 登校を必要に応じて行うことといたします。

また、部活動は、通常登校が再開されるまで実施いたしません。

4の学校再開にあたっての感染防止対策についてでございます。詳細は、後ほど申し上げます。

まず、次のとおり、徹底した感染防止対策を行います。

共通事項といたしまして、家庭と学校が連携した健康管理の 徹底。例えば、朝夕の検温ですとか、咳等の呼吸器症状の有無、 あるいは倦怠感の確認等を行います。(2)マスクの着用の徹 底。(3)「3つの密」回避の徹底。次のページをお願いいた します。(4)手洗い等の徹底。(5)衛生管理の徹底。これ らを全学校で取り組んでまいります。

また、場面ごとの対策といたしまして、特に生徒が密になり やすい登下校時、校門等で密集が起こらないよう時間帯を分散 する。あるいは分散登校、時差通学の実施。あるいは公共交通 機関利用時の留意点を生徒に徹底する。特別支援学校における スクールバス利用時の感染防止対策の徹底等を行います。

授業時につきましては、こまめな換気を徹底することとして、 原則として2方向の窓の開放を常時行います。

また、リスクの高い学習活動につきましては中止いたします。 例えば、音楽時、歌を歌うでありますとか、体育で近距離で接 触する運動などがございます。例えば、二人一組になってスト レッチするなどが想定されます。

(3)の昼食時につきましては、食事前後の手洗いを徹底し、対面での会話を禁止といたします。

なお、休み時間・放課後等につきましては、不必要に他の教 室やほかの学年のフロアへ行かないよう指導していまいりま す。

5の休業期間終了後の授業時間の確保についてでございます。各学校の状況に応じて、次の対応を行ってまいります。(1)各種学校行事等の延期・中止による確保。(2)夏季休業の短縮による確保。原則として、7月31日まで授業を行い、8月25日以降は授業を再開することとしております。(3)土曜授業の実施による確保などを考えております。

なお、特別支援学校におきましては、児童生徒の障がいの状況を踏まえて、授業確保に努めてまいります。

6の感染者が急増した場合の対応でございます。県内で感染者が急増したことにより、知事から県立学校の休業の要請があった場合には、速やかに休業の検討を行ってまいります。

7の市町村教育委員会への要請でございます。原則として、 県立学校と同様の対応を取るようお願いをしてまいります。

ただし、地域によって感染状況は異なることから、各市町村 教育委員会が地域の状況に応じて、独自に判断することも可能 でございます。

次の、図についてお願いいたします。先ほど申し上げました、 通常登校までの考え方のイメージ図でございます。

6月1日から1週間は、登校日を1回、分散登校して、登校 馴らし期間といたします。

次の2週間につきましては、地域の感染状況もさまざまでございますので、学校によって登校日を2回から5回に、これも分散登校として、通常登校への移行期間といたします。

この図では、6月22日月曜日から通常登校をするということになっており、この辺は、感染状況によっては多少前後することもあろうかと思います。

次のページでございます。学校再開に向けた教育局と県立学 校の感染防止対策についてでございます。

今月いっぱい、教育局の対応といたしまして、管理職向けの 感染者発生時の対応についての研修を実施いたします。

二つ目、「彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言」を策 定いたしましたので、それを周知いたします。 一つ置きまして、感染者発生時の学校支援チームを設置して、 研修なども実施いたしました。

学校におきましては、先ほど申し上げました5つの安心宣言 を教職員に周知徹底し、保護者へのお願いもしてまいります。

また、丸の二つ目、児童生徒用の「健康観察カード」を配布 して、これも活用に向けて準備を進めてまいります。

次のページをお願いいたします。18ページ、「彩の国 新 しい学校生活 5つの安心宣言」でございます。これは、全校 種共通事項として、教職員がこのことを常に意識しながら感染 防止対策に取り組んでいくということでございます。

一つは、先ほど申し上げました、家庭と学校が連携した健康 管理の徹底、マスク着用の徹底、「3つの密」の回避の徹底、 手洗いの徹底、環境衛生管理の徹底となっております。

次のページをお願いいたします。学校再開後の場面ごとの対策といたしまして、19ページは、中学校・高校版でございます。

特に、登下校時、下から二つ目の昼食時、休み時間等々、授業時は教員がコントロールしておりますが、そのコントロールがなかなか難しい生徒だけになる時間帯について、特に徹底して感染予防に努めてまいります。

20ページにつきましては、特別支援学校についての場面ごとの対策でございます。

21ページ、生徒一人一人に記入をさせる「健康観察カード」でございます。毎日、朝夕検温をし、異常の有る無しについて記入していくと。一番下の備考欄には、ご家族に体調不良の方がいた場合には、そのことも併せて記入をさせるといたしております。

22ページにつきましては、担任が、クラス全員分の健康観察として、毎日ここに記録を残していくということでございます。

23ページ、新型コロナウイルス感染者発生時の対応でございます。まず、保健所、学校医、県教育局への一報。次に、感染拡大防止策の実施ということで、STEPOのところにございますが、①学校支援チームを派遣して対応にあたらせることとしております。

学校の再開については以上でございます。よろしくお願いいたします。

司会

続きまして、私立学校の再開について、総務部長からお願い します。

総務部長

資料の24ページをご覧いただきたいと思います。学校再開 におきました私立学校への要請事項についてございます。

休業要請期間が終了する6月1日以降、学校を再開するにあたっては、文部科学省が示している学校再開ガイドライン、県立学校における取り扱い等を踏まえまして、感染予防や保健指導の徹底を図るなど、適切な対応をとるよう学校設置者に求めてまいります。

また、分散登校や分散登園、短縮授業、学校行事、部活動等の段階的再開など、各地域や学校の実情に応じた対応をお願いいたします。

特に、私立学校は通学エリアが広く、公共交通機関を利用している生徒が多いということもございます。授業の開始時間の変更など、通学時の感染予防上の配慮を求めてまいります。

また、県内の大学および短期大学につきましても、同様に令和2年6月1日以降、学校を再開するにあたっては、感染予防や保健指導の徹底を図るなど、適切な対応を学校設置者に求めてまいります。

総務部からは以上です。

司会

続きまして、(3)緊急事態措置の一部緩和について、危機 管理防災部長からお願いします。

危機管理防災部長

資料25ページをお開きいただきたいと思います。緊急事態 措置の一部緩和についてでございます。

現在、5月31日までの期間で、外出の自粛、あるいは施設の使用停止等の協力要請など、緊急事態措置を実施しているところでございますが、政府の基本的対処方針を踏まえまして、特別措置法第24条第9項に基づいて、施設の使用停止等の協力要請の措置を現在行っております床面積1,000平方メートルを超える博物館、美術館について、徹底した感染防止策を講じることを前提といたしまして、措置の対象外、つまり、使用停止を解除したいと考えております。

危機管理防災部からは以上でございます。

司会

続きまして、(4)県有施設の再開について、県民生活部長からお願いします。

県民生活部長

県有施設の再開についてご報告いたします。26ページをお願いいたします。

まず、1の図書館、文書館、県営公園につきましては、安心 宣言を行う等、感染防止対策を徹底した上で、以下のとおり再 開いたしました。

熊谷図書館、久喜図書館及び文書館につきましては、19日からそれぞれ、予約図書・予約資料の貸し出し、閲覧を再開しております。

県営公園30か所につきましては、5月16日から、注意事項を明示した上で、小型遊具の利用を再開しております。

次に、2番目のこれからの再開でございますが、歴史と民族の博物館と川の博物館につきましては、別紙1、後ほどご説明いたします。別紙1の感染防止対策を徹底した上で、展示室について、5月26日から再開いたします。

3、その他の県有施設でございますが、1および2の実施状況を検証した上で、屋内施設につきましては、博物館・美術館の感染症対策(別紙1)、屋外施設につきましては、県営公園の感染防止対策(別紙2)を基に、各施設の感染防止対策を策定いたします。

そして、緊急事態宣言解除後に、民間事業者の方々、例えば、 展示場、集会場などの臨時施設がございますので、これらの自 粛解除の状況を踏まえつつ、それと歩調を合わせながら、順次 再開を目指してまいります。

4、しかしながら、以下の施設につきましては、再開にあたって、専門家会議の意見を伺うなど、特段の対応を致します。

1番目は、県立武道館、スポーツ総合センターのうち、施設 の利用形態から感染防止対策上、特に留意が必要な屋内の運動 施設。

②として、さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002、彩の国さいたま芸術劇場、埼玉会館、ソニックシティのうち、遠隔地からの大きな人の動きを呼ぶという意味で、特に感染防止対策の影響が甚大であると考えられる大ホール、メインアリーナなど、大規模集客施設の再開でございます。

以上につきましては、特段の配慮をしてまいりたいと存じます。

ページをおめくりいただきまして、27ページです。27ページには、県立博物館・美術館の感染防止対策の例、28ページには、県営公園の感染防止対策の例を示してございます。

それぞれ、27ページは、屋内施設の感染防止対策のモデルとしたいと思っておりますし、28ページの県営公園の例は、屋外施設の防止対策の例としたいと思っております。

いずれも、専門家会議にお諮りをし、ご意見を賜ったところでございます。

27ページの屋内施設の例でございますが、まず冒頭に、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を掲げます。

そして、その下、枠外でございますが、それぞれの施設につきまして、特徴的な事柄、特に留意する事柄を列記しております。

例えば、27ページの例で言えば、飛沫感染リスクへの対応 ということで、マスクの着用や飛沫防止シートの設置、また、 真ん中の辺りの入館時の対応ということで、入館者カードの記 入などを列記してございます。

28ページの県営公園につきましては、都市整備部のほうからご報告いたします。

都市整備部長

続きまして、28ページ、県営公園(屋外運動施設等)の感染防止対策についてご説明させていただきます。

ここで言っています屋外運動施設等につきましては、テニスコートや野球場、サッカー場などの有料でお使いいただく屋外の運動施設のことを指しております。

これにつきましては、先ほどご説明しましたように、緊急事態宣言解除後に準備が整い次第、順次再開していまいります。

具体的な予定等については、別途、ホームページ等で今後周 知をする予定でございます。

具体的な感染防止対策のうち、主なものについてご説明します。下半分のほうをご覧ください。

まず、最初の基本的事項につきましては、2番目のポツにございますが、各競技団体等が策定する感染防止ガイドライン等がある場合については、これを遵守していただく。

4つ目のポツでございますが、万一の場合に備え、利用者全員の連絡先の確認をすること。

そのまた六つ目、一番下のポツになりますが、バーベキュー 施設などは密が形成されやすいため、引き続き休止といたしま す。

その下の、4つの水上公園、いわゆるレジャープールにつき ましては、混雑時の更衣室の3密防止、マスク着用、あるいは プール内での社会的距離の確保など、徹底的な感染防止対策が 困難なことから、この夏についての営業は行わないこととして おります。

その下の飛沫感染リスクへの対応では、可能な限りマスクの 着用や大声での応援は禁止といたします。

その下の密接を避けるための対応としましては、社会的距離 の確保や観客席や休憩用ベンチでは、密にならないよう掲示な どにより呼びかけをいたします。

その下の接触感染リスクへの対応では、スポーツ用具の貸し 出し休止や、利用者間でのラケットなどの貸し借りやハイタッ チ等についてお控えをいただきます。

その下、密閉空間を避けるための対応では、シャワールーム や更衣室は当面休止といたします。以上のような対策を講じる こととしております。

以上です。

司会

続きまして、(5)行動変容につきまして、危機管理防災部 長からお願いいたします。

危機管理防災部長

資料のまず29ページをご覧いただきたいと思います。JR 大宮駅の乗降者数の減少率の推移でございます。

STAY HOME週間後は、前回も報告いたしましたが、若 干ではございますけれどもこれまでよりも減少率が低下してい るところでございます。

ただ、それでも5月19日、これは直近になりますが、6割 強、少し超えているという現象がみられているところでござい ます。

30ページをご覧いただきたいと思います。30ページにつ きましては、国が公表しておりますNTTドコモの統計データ をグラフ化したものでございまして、大宮駅西口周辺でござい ます。

先ほどの J R が、前の年の同じ週、同じ曜日との比較に対し まして、このドコモの統計データにつきましては、感染拡大前、 1月18日から2月14日までの4週間の平均との比較になっ ております。

これにつきましても、STAY HOME週間中と比較しますと、若干ではございますが、これまでよりも減少率が若干低下していることが見て取れるところでございます。

31ページ、そして32ページにつきましては、KDDIからご提供いただいておりますauのスマートフォンユーザーの位置情報データを基に、滞在者を分析したものでございます。同じく感染拡大前との比較でございまして、実線が15時時点、点線が20時点と、二つ時間帯を取っております。

NTTドコモのデータと同様に、STAY HOME週間が明けた後は、若干でございますが、減少率の低下がやや見られるという状況でございます。

行動変容については以上でございます。

司会

議題は以上でございますが、どなたか発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、4、訓示につきまして、大野知事からお願いいた します。

大野知事

(知事訓示:別紙のとおり)

司会

以上をもちまして、第17回新型コロナウイルス対策本部会 議を終了いたします。

どうもありがとうございました。